

社会福祉法人 花園会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法第12条)

第3回行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1

女性が働き続けられる環境づくりの整備として出産、育児等の理由により長時間勤務が難しい職員への時短勤務正社員制度導入

<対策>

- 令和2年4月～ ・職員へのアンケート調査等、制度内容の検討、試験的導入
- 令和5年4月～ ・制度の導入、職員への周知、採用活動でのアナウンス

目標2

土日、祝祭日及び夜間等人手不足となりがちな曜日、時間帯に働ける職員（子供を育てる労働者含む）の評価と、同一労働同一賃金を踏まえたうえで多様な雇用形態に対応した非常勤職員就業規程の策定を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ ・各事業所における実態把握、同職種、他業種との分析
・非常勤職員の労働環境、待遇等の見直し・検討
- 令和5年4月～ ・評価基準の作成と制度の導入、非常勤職員就業規程の策定

目標3

年次有給休暇の取得率向上と、職員一人当たりの取得日数平均化をすることで業務負担の平均化を図る。

<対策>

- 令和2年4月～ ・年次有給休暇の管理、取得状況の把握
・計画的な取得、平均的な取得に向けて管理者・責任者研修を実施
・各部署において年次有給休暇の計画的取得、平均化を図る